

1 学級 35 人編成及び満三歳児入園に伴う園則の取扱について

H13.4.12
私学振興室

1 趣 旨

- 現行基準に適合しない幼稚園について、1 学級 35 人編成及び満三歳児入園に伴う園則の取扱は、現行基準に適合しない幼稚園が多数あることやその改善が困難な実情にあること等を勘案して、移行期の特例措置として、認可総定員数の範囲内で、実際の学級数による現状維持の形であれば、園則変更を認めるものとする。
- 今後、各幼稚園において基準に適合する方向で改善を図っていくものとする。
- なお、園則の学級数及び学級定員の記載が不明確なものがあり、できるだけ統一した記載に改めるものとする。

2 取扱方針

(1) 1 学級 35 人編成に伴う園則の取扱

実際の学級数が園則で定めている学級数を超過している場合には、認可総定員数の範囲内で、実際の学級数までの園則変更届（定員減の場合は認可申請書）を受理する。

この取扱は平成 13 年度限りとする。

なお、総定員数を減とする場合には、認可事項となるので、県へ申請する必要がある。

(2) 満三歳児入園に伴う園則の取扱

当分の間、満三歳児に係る学級分が増となり現行基準から更に乖離する場合であっても、園則変更届（定員減の場合は認可申請書）を受理する。

ただし、総定員が認可総定員数以内であること、別学級を編成したとする場合の教員の充足等の要件については、「幼稚園における満 3 歳児入園に係る処理方針」に定めるとおりとする。

(3) 園則の学級数及び学級定員の記載

次のいずれかの記載とする。

- ① 各学級について、年齢別（満三歳児・三歳児・四歳児・五歳児）・学級名・定員をそれぞれ記載
- ② 年齢別に（満三歳児・三歳児・四歳児・五歳児）、学級数・定員をそれぞれ記載

（注）満三歳児を三歳児の学級に所属させる場合には、その表記をし満三歳児と三歳児を合わせた定員等を記載

（30 人超は不可、設置基準の適用は別学級を編成したものとして取扱）